

港湾局情報化推進委員会港湾情報システム管理運営検討部会設置要領

(設置目的)

第1条 港湾局情報化推進委員会設置要綱第5条の規定に基づき、港湾情報システム（以下「システム」という。）及び港湾業務電子化に係る事項を協議するため、港湾情報システム管理運営検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討部会は、次に掲げる者をもって組織する。（別表1）

(1) システム管理者

(2) 業務管理者

2 システム管理者は、部会を招集し、その部会長となる。

3 システム管理者は、システム及びこれに係る機器類を管理する。

4 業務管理者は、システム業務及びこれに係るデータを管理する。

(部会長)

第3条 部会長は、会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、部会長が必要に応じて開催するものとする。

2 部会長は、前項の規定にかかわらず必要に応じて部会を開催することができる。

(関係者の出席)

第5条 部会は、協議事項について必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 部会に必要な事務を処理するため、港湾局港湾振興部誘致振興課内に事務局を置く。

(ワーキンググループ)

第7条 部会の協議事項を具体的に検討するためにワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

2 ワーキングのリーダーは、システム管理者をもって充てる。

3 ワーキング構成員は、協議事項の内容によって業務管理者及び業務担当者（別表2）をもって充てる。

(研修)

第8条 システム及び使用機器への理解を深めるため、適宜、研修を実施する。

(その他必要な事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会について必要な事項は、システム管理者が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月16日から施行する。

別表 1 (港湾局情報化推進委員会設置要綱第 5 条 2 項に基づき委員長が指名)

システム管理者	誘致振興課長
業務管理者	庶務課担当課長 (技術監理)
	誘致振興課長
	経営企画課長
	港湾管理課長
	港営課長
	整備課長

別表 2 業務担当者

業 務 名	担 当 課
システム管理業務	誘致振興課
入出港管理業務 (EDI受付業務を含む)	港営課
配船管理業務 (EDI受付業務を含む)	港営課
上屋・荷さばき地業務	港営課
船舶給水業務	港営課
建設発生土業務 (発券・受付)	庶務課、整備課
建設発生土業務 (料金徴収)	港湾管理課
港湾統計業務	誘致振興課
小型油槽船業務	港営課
駐車施設業務	港営課
環境整備負担金業務	経営企画課
台帳管理業務	港湾管理課、港営課
料金管理業務	各歳入徴収担当所管課
コンテナターミナル施設管理業務	港営課
S O L A S 対応業務	港営課
データベース検索業務	各業務担当課